

説明会・公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長岡都市計画都市再開発の方針の決定の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和8年10月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 素案の概要

別紙「長岡都市計画都市再開発の方針の決定（新潟県決定）総括図」のとおり。

2 説明会

(1) 説明会の日時

令和8年10月27日（火）午後6時30分から午後8時（予定）

(2) 説明会の開催場所

ミライエ長岡 スタジオA・B

（新潟県長岡市大手通2丁目3番地10）

3 公聴会

(1) 公聴会の日時

令和8年11月27日（金）午後6時30分から午後8時（予定）

(2) 公聴会の開催場所

ミライエ長岡 スタジオA・B

（新潟県長岡市大手通2丁目3番地10）

(3) 素案の縦覧

新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課、長岡市都市整備部都市政策課及び中心市街地整備室並びに長岡市シティホールプラザアオーレ長岡総合窓口において、令和8年10月23日（金）から令和8年11月9日（月）まで縦覧に供する。

(4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者

長岡市の住民及び利害関係人

(5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛ての書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

(6) 公述申出期限

令和8年11月9日（月）（当日消印有効）

(7) 公述申出先

ア 新潟県長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0258-38-2614

イ 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト7階（〒940-0062）

長岡市中心市街地整備室

電話 0258-39-2807

ウ 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市政策課

電話 0258-39-2225

エ 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 総合窓口

電話 0258-35-1122

(8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

(9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

(10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室す

ること。

なお、会場への入室は、午後6時から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

長岡都市計画都市再開発の方針の決定（新潟県決定）総括図

